



認定特定非営利活動法人
いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

ニュースレター 第28号

2020年 11月2日発行
電話 & FAX 029-309-7690
電子メール network-i@ams.odn.ne.jp
ホームページ <http://network-i.jp/>



事業報告

2020年度4月～9月までの事業について報告いたします。

- 4月 9日 第1回 理事会・運営委員会
- 5月13日 第2回 理事会・運営委員会
- 6月11日 第3回 理事会・運営委員会及び第12回定期総会
- 7月17日 第4回 理事会・運営委員会
- 7月28日 茨城県訪問型家庭教育支援員養成研修会（笠間市）
- 8月24日 第5回 理事会・運営委員会
- 8月29日 講演会「性的虐待加害者の無罪判決を考える」（水戸市）
- 9月17日 第6回 理事会・運営委員会
- 9月26日 講演会「性的虐待加害者の無罪判決を考える」（水戸市）

- 毎週（月・水・木）10:00～15:00 電話相談実施
- 毎月（第2・3・4木曜日） オレンジサロン実施
（4月・5月のつくば市では使用できる会場がなく止む無く休止）
- 水戸市及び茨城県要保護児童対策地域協議会は書面開催
- 毎月1回 えだまめキッズサロンは水戸こどもの劇場の協力で
【多胎児サークルかるがも】と名称を変えて、7月から実施

今年度前半も昨年度末と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な制約を受けながら活動しています。

12月5日（土）に実施する森田展彰先生の講演会についても、十分感染予防の対策をとりながら行ないますので、是非ご来場をお待ちしております。

「性的虐待加害者の無罪判決を考える」講演会を終えて

ネットワークあい事務局長 仲根泰子

2019年3月に、久留米、浜松、岡崎、静岡の各地方裁判所で性犯罪に対しての無罪判決があった。このうち2件は実子に対する父親による事件で、私達の常識でいう「性的虐待」の被害者による告訴と受け止められる。これらの事件が無罪ということは、子が親から性的虐待を受けたと感じても、社会的には許される行為だと受け止められかねないのでは、という危惧を感じる。

このような問題意識からスタートして、4件の事件の加害者が無罪になった理由を日本の法律の面から探ってみるために、刑法を中心に坂本博之弁護士に講演を依頼した。講演会とその後の話し合いの中で、明らかになったことを述べてみたい。

(1) 現行法で扱われる事件は個別の出来事で、その一つ一つが立証されなければ罪に問えない。つまり児童虐待のように幼少期から大人になるまでの連続性があっても、一件一件が証明できなければ告訴できない。幼い子どもには訴える力がないだけでなく、自分のおかれている立場を認識することも困難であり、成長してそれが分かるようになったとしても脅されたり、子ども自身に問題があると思われ、他人に訴えることもできなくなっている。このように「性的虐待」として被害を訴えることは困難になっている。

(2) 「抗拒不能」という問題

「抗拒不能」とは「抵抗することが著しく困難な状態」ということだが、どの程度の「抵抗」であれば「不能」と認められるのか、そのハードルはかなり高い。抵抗できない状態であっても、場合によっては「消極的な同意」があったとされてしまうことが分かった。(加害者の暴行の程度が命に関わるほどではなかった？中学生の頃から性的虐待を受けていたが、19才になるまで加害者の父と同居していたことは、抵抗できないほどの強い支配服従関係は形成されていなかった。)

(3) 「同意」の問題

「同意」とは性行為に対して明確に「ノー」と言って、相手の行為を封じることができるほど抵抗しなかったり、相手が同意していると思いきんでしまうと「同意」があったとされてしまう。

「同意」に関して、もう一つの問題点は、13才以上であれば本人の同意があれば、暴行脅迫を用いない性交等は許されるということ。なぜ13才なのか？理由が分からない。

(4) 加害者が監護者である場合の問題

被害者が18才未満であること、監護者とは被害者を現に監護している者という問題がある。

被害者が子どもの時から性的虐待を実父から受けていたとしても、18才を過ぎても続く被害を訴えても「監護者わいせつ及び看護者性交等」の罪に問えないおそれがある。

監護者の範囲が「現に監護する者」とされているため、兄、おじ、従兄などの親族からの性的虐待が対象からはずれることが考えられる。

(5) 「公訴時効」の問題

性被害を訴えるのには長い時間がかかる。まして子ども時代からの性的虐待を受けてきた被害者は「訴える」力がつくまでに長い年月がかかる。このため訴えたいと思った時にはすでに時効が成立してしまうことが十分考えられる。

(6) 「暴行脅迫を用いて」いることが性犯罪の要件となる問題恐怖心が強いと抵抗するどころか身動きができなくなっていわゆる「かたまってしまう」状態になる。そのことで暴行脅迫はなかった、又は軽い程度とされてしまう（浜松事件の判決）

4件の判決から以上のような問題点が浮かんできた。これらを改善するためには、フラワーデモのように社会に訴えることの大切さと同時に、時間はかかるが加害者をなくすためには「性教育」の見直しを求める意見が出た。

また4件の判決を通して、性的虐待や性被害が被害者の心身にどのような影響を与えるかについて裁判官が理解していないということを知った。身近に性被害者がいなければ、これらの裁判官と同じ考え方をするかもしれない。

「性的虐待」が「魂の殺人」と言われる理由を知っていただくために、12月5日精神科医である森田展彰先生に講演をお願いしました。是非参加して下さい。

2020 年度会費未納の方々へのお願い

会員の皆様には、日頃から NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの活動にご理解を頂きまして、ありがとうございます。

あいは、会員の皆様の会費と活動に賛同して下さる皆様からの温かい寄付によって活動しております。あいの活動を継続していくために、本年度(2020 年度)会費を納入いただけますようお願いいたします。

《ゆうちょ銀行》

【 払込取扱票 】

口座番号 00130-3-600272

口座名 いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

そして・・・

ボランティアさん

募集しております！

★託児スタッフ

★事務作業

★ファシリテーター etc・・・

“NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい”の
事業運営に、少しでも何か・・・

ご協力を・・・いただける方がいらっしゃいましたら、
ぜひ、ご連絡ください。

・029-309-7690
いばらき子どもの虐待防止
ネットワークあい